

別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

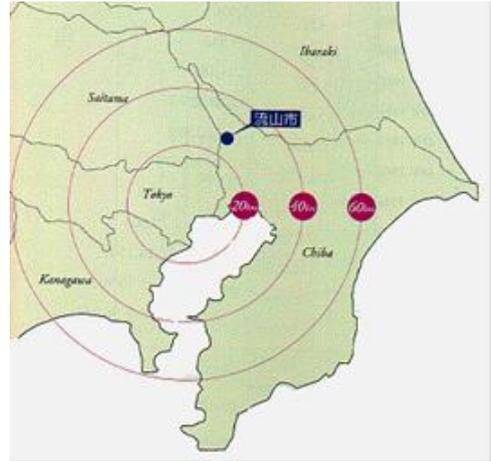
1. 現状

(1) 地域の災害リスク

(地域の概要)

1) 位置

流山市は、千葉県の北西部、都心から 25km 圏にあり、東経 139° 52' ~57'、北緯 35° 49' ~55' (日本測地系) の間に位置する自然と歴史豊かな住宅都市である。東は柏市、西は江戸川を隔てて埼玉県三郷市と吉川市、南は松戸市、北は野田市に接しており、市の区域は東西 7.96km、南北 10.36km、周囲約 41km で、面積は 35.32 km<sup>2</sup>である。



出典：流山市

2) 人口

令和 6 年 8 月 1 日現在の市内の総人口は 212, 711 人、総世帯数は、90, 710 世帯で、一世帯当たり人口は、2.34 人、人口密度は 6, 022 人/km<sup>2</sup>である。

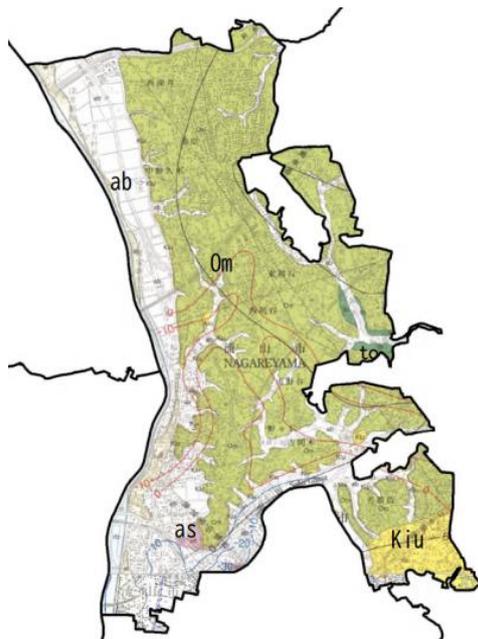
3) 地形・地質

大部分は洪積台地の「下総台地」で占められるが、市西部の江戸川沿いでは低地がみられる。地形はほぼ平坦で、標高は東部から西部にかけて次第に低くなっており、台地で標高 15~20m、低地で標高 5~6m である。

市の河川体系は、江戸川、利根運河、坂川の一部の一級河川 (国管理)、坂川の一部、今上落、大堀川、富士川の一級河川 (千葉県管理)、上富士川、神明堀、諏訪下川、八木川、宮園調整池の各準用河川及びその他の普通河川で構成されている。

市の大部分を占める「下総台地」は、更新世の後期に形成された、砂がちの海成層からなる下総層群 (木下層) と、その上位の下総層群 (大宮層) によって構成されている。

それを浸食して形成された低地には、完新世の軟弱なシルトや砂が堆積している。本市中心部は、シルト質砂、砂などで埋め立てられ、人為的な軟弱地盤となっている。



凡 例

記号	地形名称
ab	泥
as	砂
to	泥質砂及び砂質泥
Om	砂及び泥
Kiu	泥及び砂 砂目は砂がち部を示す

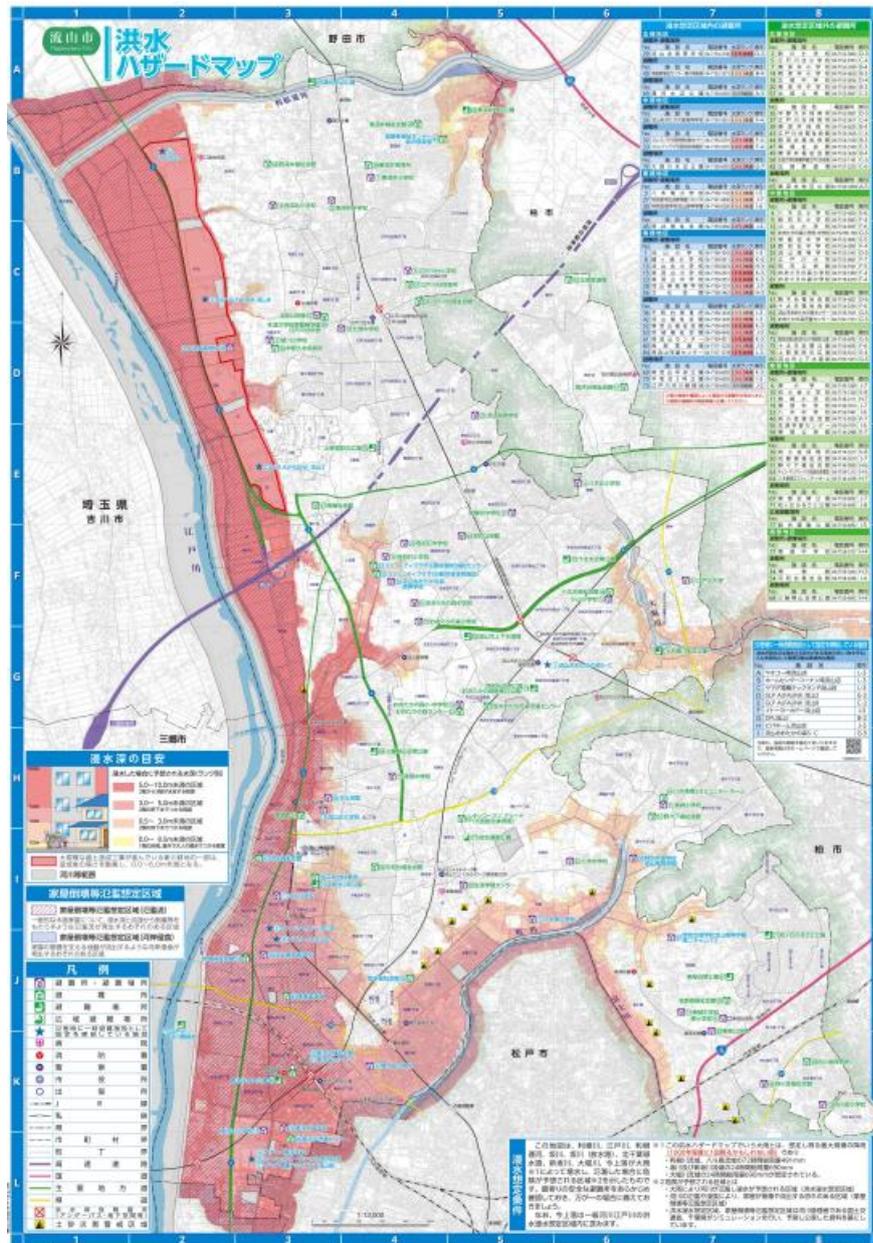
出典：産総研地質調査総合センター

#### 4) 気象

本市の気候は、関東中部の内陸性気候に支配されるため、四季を通じて気温の変化はあるが、寒暑とも激しくなく、一般に温暖で適度の雨量に恵まれている。過去 10 年間の平均最大降水量は 10 月に 229.3mm、平均最高気温は 8 月の 27.6℃である。

#### (洪水：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると当市の西側を流れる江戸川に面した全エリアの被害が最も大きく、また北側を流れる利根運河、南側を流れる坂川付近でも浸水が予想される。北に位置する工業団地、物流倉庫は最大 6 m の浸水、当会の地域においても最大 5 m および家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている。さらに南には大型商業施設なども浸水地域となっている。



出典：流山市

(地震：J-SHIS、市防災計画)

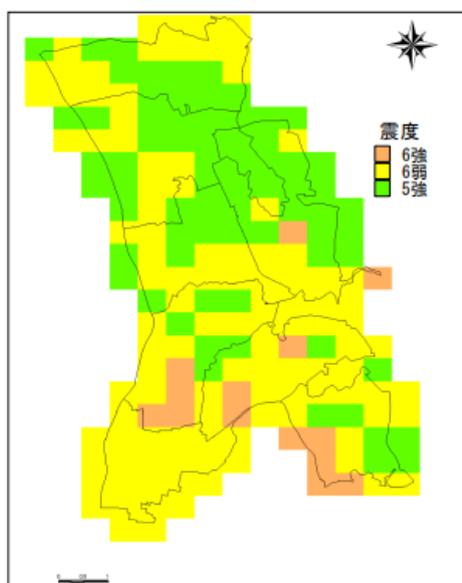
地震ハザードステーションの地震ハザードカルテ 2024 年によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 57.2% の確率で発生すると言われている。また、流山市では本市に最も被害をもたらすことが予想される東京湾北部地震の調査および「流山市直下の活断層による M7.3 の地震」を仮定し、その直下に震源があった場合を仮定して、地域を 50m×50m メッシュに区分して、各メッシュ毎に最大級の被害を算定した。

1) 東京湾北部地震

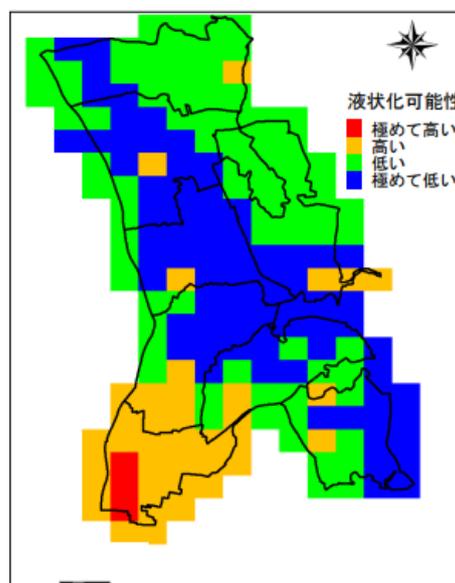
○震度と液状化

震度予測は震度 6 弱となるメッシュが最も多く、震度 7 となるメッシュは存在しない。市のかなりの範囲で震度 6 弱以上と予測された。

液状化の状況については、本市は大地の部分が多いため、発生する可能性が高い地域は少ないが、市の南部地域及び一部の北部地域で液状化の危険度が高い。また、茨城県南部地震では、北部地域の一部においても液状化の可能性が高い。 出典：流山市



<市内の震度分布>



<市内の液状化可能性>

○被害の概要

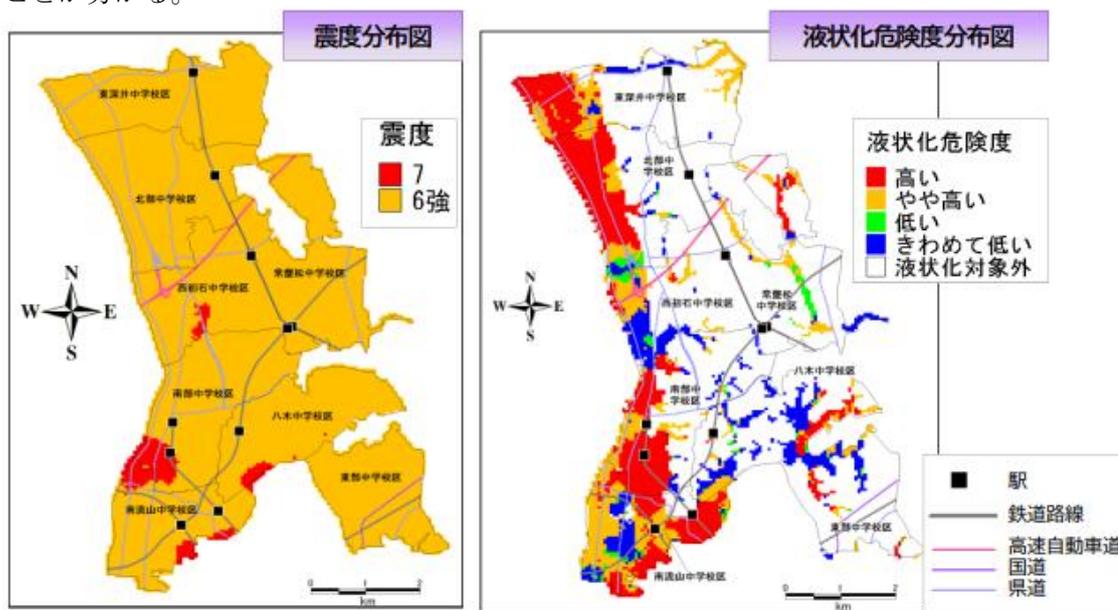
(令和 5 年 4 月現在)

項 目		被害数量	被害率	
揺れによる 木造住宅	全壊棟数	226 棟	0.52%	
	半壊棟数	1, 522 棟	3.52%	
揺れによる 非木造住宅	全壊棟数	26 棟	0.21%	
	半壊棟数	132 棟	1.06%	
人的 被害	冬 5 時	死者数	11 人	0.01%
		負傷者数	502 人	0.24%
	冬 1 8 時	死者数	8 人	0.00%
		負傷者数	368 人	0.18%
	夏 1 2 時	死者数	5 人	0.00%
		負傷者数	338 人	0.16%

## 2) 流山市直下の活断層による M7.3 の地震

### ○震度と液状化

地盤の強固な地域においても震度 6 強、地盤の軟弱な地域においては震度 7 と算定され、特に、これらの地域における対策が重要となることが分かる。また、液状化の発生する可能性が高い地域は少ないが、西部の江戸川沿いや南西部の低地及び小河川沿いなどの地域で液状化の危険度が高くなると算定され、特に、これらの地域における液状化対策が重要となることが分かる。



### (その他)

#### 1) 内水ハザードマップ

近年の台風に伴う大雨や、集中豪雨、局地的大雨等により、市内で発生した浸水エリアについて、本市で把握している家屋浸水エリアは、東初石、おたかの森西、三輪野山の一部となっている。

#### 2) 高潮

想定し得る最大規模の高潮（中心気圧 910hPa 最大旋衝風速半径 75Km 移動速度 73km/h）により、河川が氾濫した場合に南流山、鰯ヶ崎エリアで 0.5m 未満の浸水が予想される。

### (感染症)

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。新型コロナウイルスは現在は 5 類に移行したものの、当初、感染力の強さから自宅待機など、社会経済活動にも影響を及ぼしており、今後においても新種ウイルスの出現は、市民の生命や健康に重大な影響を与える恐れがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 4, 241 事業所
- ・小規模事業者数 2, 665 事業所 (出典：令和3年経済センサス活動調査)

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考
総数 (S 公務を除く)	4, 241	2, 665	
農林漁業	6	6	
建設業	417	398	
製造業	223	188	
電気・ガス・水道業	7	5	
情報通信業	48	37	
運輸業・郵便業	88	61	
卸売業・小売業	968	531	
金融業・保険業	57	46	
不動産業・物品賃貸業	358	342	
専門・技術サービス業	184	135	
宿泊業・飲食業	450	244	
生活関連・娯楽業	427	358	
教育・学習支援業	207	123	
医療・福祉	551	79	
複合サービス業	17	11	
サービス業	233	101	

## (3) これまでの取組

### 1) 流山市の取組

- ・流山市事業継続計画 (BCP) の策定
- ・流山市事業継続計画 (BCP) 【新型インフルエンザ等対策編】の策定
- ・流山市地域防災計画に基づき、各種災害対策の実施
- ・流山市地域防災力向上計画を策定
- ・都市防災整備計画を策定
- ・自主防災組織が実施する資機材の整備、防災訓練、講演会、研修等に要する経費の一部に対し補助金を交付
- ・各種 (地震・土砂) ハザードマップの作製
- ・J-ALERT を放送設備等で送信するための整備
- ・多メディア一斉配信システムの導入
- ・災害用井戸の整備
- ・防災倉庫の設置及び、備蓄食糧や防災資機材等を分散備蓄
- ・ロールプレイング型の図上訓練を実施
- ・防災施設を整備
- ・防災行政無線の整備
- ・防災行政デジタル無線の整備
- ・避難場所案内板等の設置

### 2) 当所の取組

- ・当所 BCP (業務継続計画) 策定
- ・事業所事業継続計画 (BCP) に関する国の施策周知

- ・ BCP セミナーの開催および周知
- ・ 損害保険への加入促進
- ・ 職場対抗消火技能大会への参加

## 2. 課題

### (1) 小規模事業者における災害リスクの認識不足

市内小規模事業者においては、流山市にどのような災害リスクがあるかについて認識が不足している。また、BCPの策定割合は低く、策定したくてもノウハウ、人的余裕がない状況である。

### (2) 行政との連携・協力体制の不足

現状、自然災害が発生した後の管内商工業者の被害状況報告にとどまっており、行政との協力体制が確立していない。また、対応にあたってのマニュアルも未整備である。

### (3) 平時・緊急時対応におけるノウハウやスキルの不足

平時・緊急時の対応を行うことができる職員が少なく、事業継続力強化計画や保険・共済関係を助言する職員も不足している。

### (4) その他

感染症対策においては、新型コロナウイルス感染症を体験したものの、テレワーク環境が整っておらず、マスクや消毒液の備蓄など、時の経過とともに危機感が薄れがちになりつつある。

## 3. 目標

### (1) 小規模事業者における災害リスクの周知

市内小規模事業者に対し、災害リスクを認識していただき、事前対策の必要性を周知するとともに、事業継続力強化計画策定の支援を行う。

### (2) 行政との連携・協力体制の構築

発災時・非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当所と流山市との間における被害状況報告ルートを構築する。

### (3) 平時・緊急時対応におけるノウハウやスキルの不足

発災後速やかな復興支援策が行えるよう組織内における体制のチェックを行う。また、事業継続力強化計画や保険・共済の知識を習得する。

### (4) その他

感染症対策においては、行政（国・県・市）や日本商工会議所からの情報を迅速に収集し、対応策、支援策などを提供する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年3月1日～令和12年2月28日）

### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

#### < 1. 事前の対策 >

当市の地域防災計画に基づき、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時、速やかな応急対策に取り組めるようにする。

#### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を携行し、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者へ周知を行うとともに、今後の感染対策につながる支援を実施する。
- ・事業者に対して、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### 2) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は令和6年に事業継続計画を作成

#### 3) 関係団体との連携

- ・資金面については、日本政策金融公庫、金融機関と連携する。
- ・リスクファイナンスについては、生損保会社と連携し、各種保険の紹介を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催を行う。

#### 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等、取組状況を確認する。
- ・事業者BCP策定支援の進捗について、経営指導員が巡回窓口等で確認し、必要な場合は専門家を交えてフォローアップを行う。

#### 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（流山市直下の活断層によるM7.3の地震や台風・大雨等）が発生したと想定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。

## < 2. 発災後の対策 >

自然災害等の発災時には、人命救助が第一である。その上で下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 当所の業務時間内に発災した場合
  - 所内にいる職員  
職員の避難および来館者（テナント、会議室使用者等）の避難を優先する。自然災害によって、所内の安全エリア、所外の緊急避難場所・避難所への避難を実施する。
  - 巡回等外出中の職員  
職員の避難を優先し、当所へ帰還することとする。また、自然災害によって、近くの避難場所・避難所への避難を実施する。外出中の職員の安否確認を LINEWORKS を活用し、3 時間以内に行う。
- ・ 当所の業務時間外に発災した場合  
出勤せず、職員自身および家族の安全確保を行う。災害が落ち着いた段階で LINEWORKS を活用し、職員の安否確認および被害状況の確認を行う。
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき、当所による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・ 当所と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員全員が被災するなどにより応急対策が取れない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し 2 日以内に情報を共有する。

< 当所と当市で共有する被害規模等の目安 >

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内 10% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内 1% 程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・ 被害が見込まれる地域において連携が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地区内 1% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・ 地区内 0.1% 程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・ 本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有
1週間～2週間	1日に1回共有
2週間～1か月	2日に1回共有
1か月以後	3日に1回共有

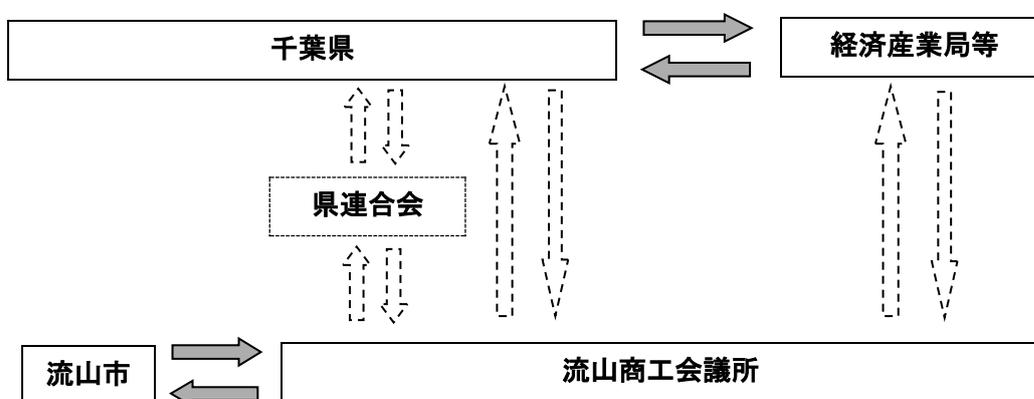
- ・当市で取りまとめた「流山市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等、体制維持に向けた対策を実施する。

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

#### 1) 自然災害発生時

- ・自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・自然災害による二次被害を防止するため、被災地域での行動を行うことについて決める。
- ・当所と当市は自然災害による被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した自然災害による被害額の情報を、県の指定する方法にて当市より県へ報告する。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート（状況によっては波線の矢印）



#### 2) 感染症流行時

- ・感染症流行の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所または当市より県へ報告する。

### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当所は国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場合において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、当市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

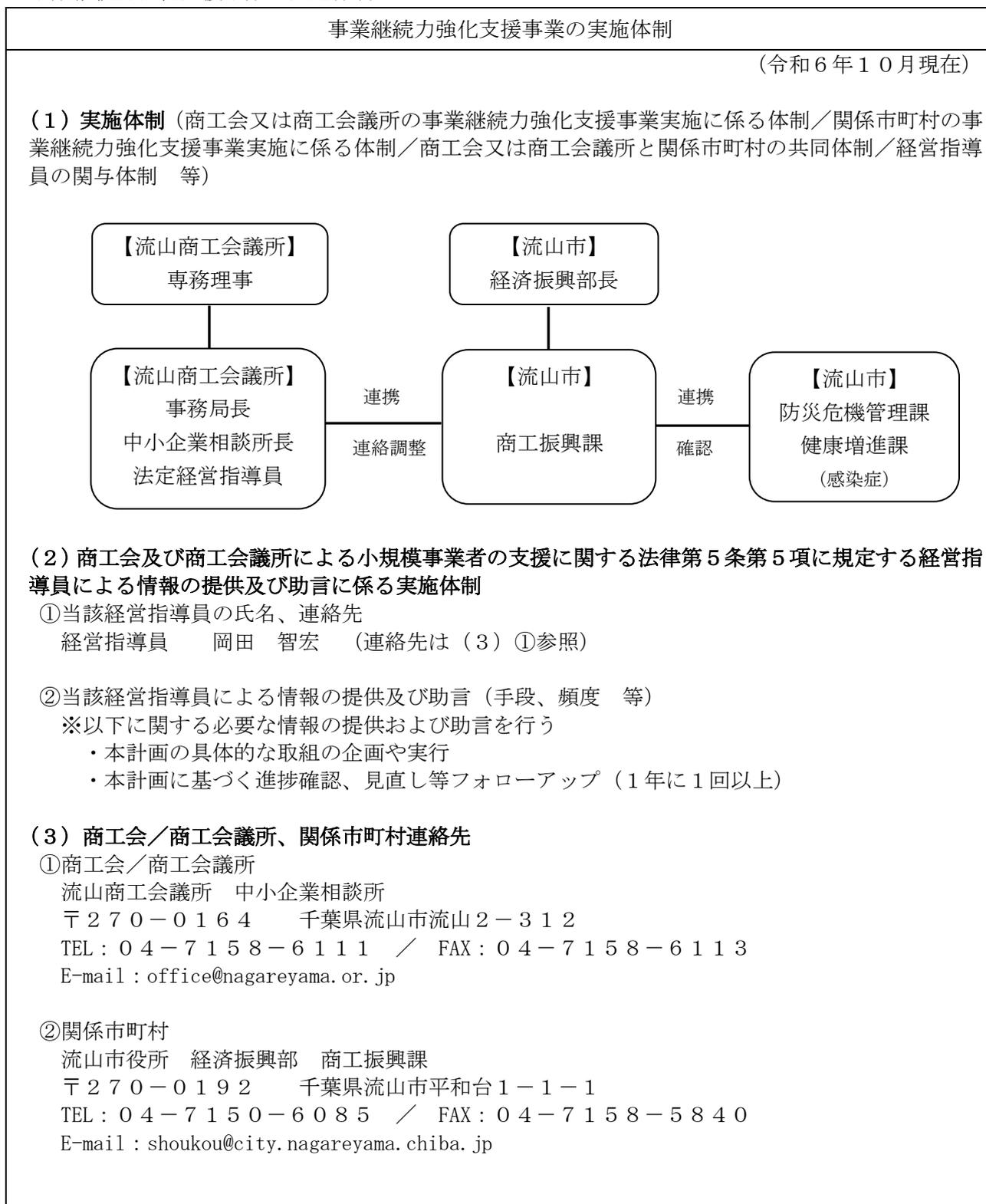
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を定め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、当所と当市の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	325	440	440	380	380
専門家派遣	110	165	165	165	165
セミナー開催	165	165	165	165	165
備蓄/備品購入	50	110	110	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、補助金収入、手数料収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
■千葉県火災共済協同組合 理事長 勅使河原 中 所在地：千葉市中央区富士見 2-22-2 千葉中央駅前ビル 2階 TEL：043-201-3033 ■あいおいニッセイ同和損害保険(株) 千葉北支店 東葛第二支社 支社長 山崎 慎吾 所在地：柏市柏 260-3 柏K Iビル TEL：04-7162-2821 ■東京海上日動火災保険(株) 京葉支店 柏支社 支社長 伊藤 稚怜 所在地：柏市柏 4-8-14 柏染谷ビル 3F TEL：04-7168-5950 ■アクサ生命保険(株) 千葉支社 松戸営業所 営業所長 齋藤 直希 所在地：松戸市松戸 1879-1 松戸商工会議所会館 4F TEL：047-362-9152
連携して実施する事業の内容
①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②セミナー等の開催 ③自然災害等に備える保険等に関する各種情報提供
連携して事業を実施する者の役割
■千葉県火災共済協同組合 ・総合火災共済、地震危険補償特約の商品 PR、契約者への周知 ■あいおいニッセイ同和損害保険(株) ・小規模事業者に対する災害リスク等に対する周知（保険のPR・見直し） ・セミナー等の講師派遣 ■東京海上日動火災保険(株) ・小規模事業者に対する災害リスク等に対する周知（保険のPR・見直し） ・セミナー等の講師派遣 ■アクサ生命保険(株) ・小規模事業者に対する災害リスク等に対する周知（保険のPR・見直し） ・セミナー等の講師派遣
連携体制図等
<pre>                 graph TD                     A[地区内小規模事業者等] &lt;--&gt; B[流山商工会議所]                     B &lt;--&gt; C[連携・協力]                     D["■千葉県火災共済協同組合 ■あいおいニッセイ同和損害保険(株) ■東京海上日動火災保険(株) ■アクサ生命保険(株)"]                     C --- D             </pre>